

## 【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）、それぞれに被保険者などの所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

### ■令和3年度 税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
所得割額	(令和2年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×税率	7.6%	2.1%	2.3%
均等割額	被保険者1人あたり	24,000円	7,000円	15,000円
平等割額	1世帯あたり	24,000円	7,000円	
保険税年額	所得割＋均等割＋平等割 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 63万円	賦課限度額 19万円	賦課限度額 17万円

#### ◇40歳、65歳、75歳になる人へ

- ・介護保険分は、40歳から65歳到達月までで算定しています。65歳到達後は介護保険制度から通知します。年度途中の40歳到達者は到達後に算定し通知します。
- ・年度途中で75歳になる人は、あらかじめ75歳到達までで算定しています。75歳到達後は後期高齢者医療制度から通知します。

### ■軽減・減免について

#### ◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の前年の所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

#### ◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯で、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1となります。その後、世帯の状況に変更がない場合、3年間は平等割額が4分の3となります。

#### ◇被用者保険から後期高齢者医療制度に

##### 移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で65歳～74歳の人が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

均等割額と平等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り5割減免します。これは、今年度以前に資格を取得した旧被扶養者にも適用されます。なお、所得割額はこれまでどおり免除されます。

#### ◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入した人で一定の条件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、印鑑、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、健康保険資格喪失証明書が必要となります。

# 【 後期高齢者医療保険料について 】

令和3年度は、保険料の所得割率および均等割額に変更はありませんが、法改正により均等割額の軽減要件などが変更となりました。

## ■均等割額の軽減制度

### ◇均等割額軽減要件の見直しについて

軽減要件が次のように変更となりました。

世帯主および被保険者の前年の所得金額が、次の要件に該当した場合、均等割額の軽減が適用されます。(申請不要)

軽減内容	軽減要件 (令和2年度)	軽減要件 (令和3年度)
均等割額 7割軽減	所得金額が33万円以下	所得金額が43万円以下
均等割額 5割軽減	所得金額が『33万円 + (28.5万円×被保険者数)』以下	所得金額が『43万円 + (28.5万円×被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1)』以下
均等割額 2割軽減	所得金額が『33万円 + (52万円×被保険者数)』以下	所得金額が『43万円 + (52万円×被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1)』以下

### ◇均等割額軽減特例措置の見直しについて

前年の所得金額が、43万円以下(令和元年以前は33万円以下)の場合、法令上は7割軽減とされています。昨年度は、特例的に7.75割軽減とされていましたが、令和3年度は7割軽減に見直されます。

### ◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額は5割軽減されます。(申請不要)

なお、均等割額の軽減は、資格取得後2年を経過する月までの間に限ります。

## 国民年金保険料の免除申請を

### 7月1日から受け付けます

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和3年度(令和3年7月分・令和4年6月分)の免除や猶予を希望する人は、健康保険課(⑥番窓口)または徳山年金事務所(7月1日から申請ができます。ただし、令和3年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること(追納)ができ、受給額

を増やすことができます。また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

なお新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで減少した場合には、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料の免除や学生納付特例の申請が可能となりました。

詳細は徳山年金事務所にお問い合わせください。

#### ◇問合せ先

・日本年金機構

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

・健康保険課(保険年金係)

☎ 52・5809

## 【 介護保険料が改定されました 】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。令和3年度からの保険料は、令和3年度～令和5年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ■基準額の算出方法

田布施町で必要な  
介護サービスの総費用

×

65歳以上の人の  
負担分 約23%

÷

田布施町に住む  
65歳以上の人数

=

保険料の基準額  
56,000円(年額)

平成30年度～令和2年度は、介護予防の取組による効果や新型コロナウイルス感染症の影響などによりサービスの利用が見込みより少なく、介護保険給付額が減少したため、令和3年度からの保険料基準額は、前回より低くなっています。

※町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)で負担します。

## 【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

新型コロナウイルス感染症の影響や災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

7月中旬に今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

#### ◇納付書または口座振替で支払う場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

#### ◇年金から天引きで支払う場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

#### ◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望する人は、保険税(料)を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください(7月31日までに手続きをした場合は、9月30日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です)。

※口座振替による支払いの場合は、口座名義人が所得税などの社会保険料控除を適用することができます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため変更することができません。

■令和2年度と令和3年度の所得段階別保険料の比較

令和2年度

令和3年度

課税状況		対象者	保険料年額		保険料年額	対象者
本人	世帯					
非課税	全員が非課税	生活保護、老齢福祉年金を受給している	1段階 21,120円 (基準額×0.3)	→	1段階 16,800円 (基準額×0.3)	生活保護、老齢福祉年金を受給している
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下				公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超え120万円以下	2段階 35,200円 (基準額×0.5)	→	2段階 28,000円 (基準額×0.5)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超え120万円以下
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が120万円を超える	3段階 49,280円 (基準額×0.7)	→	3段階 39,200円 (基準額×0.7)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が120万円を超える
	課税者あり	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下	4段階 63,360円 (基準額×0.9)	→	4段階 50,400円 (基準額×0.9)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超える	5段階 70,400円 (基準額)	→	5段階 56,000円 (基準額)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超える
	課税	合計所得金額が120万円未満	6段階 84,480円 (基準額×1.2)	→	6段階 67,200円 (基準額×1.2)	合計所得金額が120万円未満
		合計所得金額が120万円以上200万円未満	7段階 91,520円 (基準額×1.3)	→	7段階 72,800円 (基準額×1.3)	合計所得金額が120万円以上210万円未満
		合計所得金額が200万円以上300万円未満	8段階 105,600円 (基準額×1.5)	→	8段階 84,000円 (基準額×1.5)	合計所得金額が210万円以上320万円未満
合計所得金額が300万円以上		9段階 119,680円 (基準額×1.7)	→	9段階 95,200円 (基準額×1.7)	合計所得金額が320万円以上	

## 【 介護保険サービスについて 】

### ■介護保険負担割合証の更新

現在、お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和3年7月31日です。8月以降に使用する介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

### ■介護保険負担限度額認定証の更新

市町村民税非課税の世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により介護保険施設などを利用する際の食費や居住費の負担軽減を受けることができます。

現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和3年7月31日）には、更新案内を送付しますので、引き続き負担限度額認定が必要な場合は更新の手続きを行ってください。

なお、令和3年8月から対象者となる要件と食費の費用負担額が変わりますのでご注意ください。

### ■介護保険負担限度額認定の見直し（令和3年8月利用分から）

#### ◇主な変更点

#### I. 対象者となる要件【表1】

- ・利用者負担第3段階は収入などの金額により①と②に細分化されます。
- ・預貯金などの要件は、これまでの一律1,000万円（夫婦は2,000万円）以下から、本人の収入などに応じた預貯金などの合計額に変更されます。

#### II. 食費の費用負担額【表2】

- ・施設入所や短期入所（ショートステイ）利用時の食費負担額が変わります。

#### ◇対象者と利用者負担段階（令和3年8月利用分から）

世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税で、収入要件と預貯金などの要件に該当する人が対象となります。

【表1】

（変更部分は網掛け・下線部）

利用者 負担段階	対象者	
	収入要件	預貯金などの要件
第1段階	生活保護受給者	
	高齢福祉年金の受給者	預貯金などの合計が1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	預貯金などの合計が650万円以下 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超 120万円以下	預貯金などの合計が550万円以下 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超	預貯金などの合計が500万円以下 (夫婦は1,500万円以下)

※ 65歳未満の人の預貯金などの要件は、いずれの段階も合計1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。

※ 年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金）を含みます。

※ 詳細は健康保険課長寿支援係にお問い合わせください。

◇1日あたりの負担限度額【令和3年8月利用分から】

【表2】

(変更部分は網掛け・下線部)

利用者負担段階	食費	居住費（滞在費）				
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (老健、療養など)	従来型個室 (特養など)	多床室
第1段階	300円	820円	490円	490円	320円	0円
第2段階	390円 (600円)	820円	490円	490円	420円	370円
第3段階①	650円 (1,000円)	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
第3段階②	1,360円 (1,300円)					

※食費の（）内は短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合の金額です。

## 高額介護（介護予防）サービス費の見直し（令和3年8月分から）

高額介護（介護予防）サービス費の判定に用いる利用者負担段階区分のうち「現役並み所得相当」の区分が、令和3年8月利用分から細分化され、利用者負担の上限額が変わります。

◇利用者負担の上限額（月額）

【令和3年7月利用分まで】

【令和3年8月利用分から】

利用者負担段階区分	上限額	利用者負担段階区分	上限額
現役並み 所得相当（※）	世帯 44,400円	年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
		年収約770万円以上 約1,160万円未満	世帯 93,000円
		年収約383万円以上 約770万円未満	世帯 44,400円

利用者負担段階区分	上限額
一般 市町村民税課税世帯で上記以外の人	世帯 44,400円
市町村民税非課税世帯	世帯 24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 ・高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
生活保護受給者	個人・世帯 15,000円

※同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、その世帯の65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人

## 特定健康診査のご案内 (国民健康保険の人)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病、脳卒中、心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人は、これを機会にぜひ受診してみてください。

### ■特定健康診査

#### ◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人。対象者には5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付いたします。

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用する場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入している保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望する場合は、保健センター(☎52・4999)にご連絡ください。

#### ◇受診料 無料

#### ◇受診方法

令和4年1月31日(月)までに、郡内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『特定健康診査受

診券(ピンク色)、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口に表示してください。

#### ◇受診結果

受診された月の約2か月後に個別に通知します。

#### ◇集団健(検)診

10月2日(土)に西田布施公民館で『特定健康診査』と『がん検診』を同時実施します。健(検)診を平日に受診できない人はこの機会に、ぜひご利用ください。集団健(検)診を希望する人は、受診券に同封の申込書を6月30日(水)までに健康保険課に提出してください。

### ■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師、管理栄養士がアドバイスを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には個別に通知をします。

### ■健康診査のご案内

#### (後期高齢者医療の人)

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

#### ◇対象者

後期高齢者医療の加入者。対象者には、4月下旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

#### ◇受診料(自己負担額) 500円

#### ◇受診方法

令和4年3月31日(木)までに、県内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『健康診査受診券(オレンジ色)』、『質問票』、『後期高齢者医療被保険者証』を必ず医療機関の窓口に表示してください。

#### ◇受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。